

職員各位

新型コロナウイルス感染症対応に係る行動指針 Ver. 24

政府は今年5月の連休明けから新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類を2類相当から5類に引き下げることが1月27日に発表しました。これを受けて、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を2月10日に変更し、3月13日以降のマスク着用について、原則として個人の主体的な選択を尊重し着用は個人の判断にゆだねることとしました。

この厚生労働省が発表した方針変更では、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面が示されており、その一つとして高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用が推奨されています。

この方針を受けて、感染症上の分類が変更される5月8日までの間、当法人においては重症化リスクがある施設入所者・通所者の健康を守りクラスター発生を最大限抑制するため、職員のマスク着用を基本とし、業務に当たってください。

施設を利用する入所者・通所者・会館利用者に対しては、クラスター発生を抑制するためマスク着用を推奨するよう呼びかけてください。

京都府内では新規感染者が継続して発生している状況です。職員の皆さんには心身ともに負担をかけますが、感染拡大防止のための慎重な行動をお願いします。

本指針は、当法人に勤務するすべての職員に対し、情報を共有し感染防止対策をお願いするものです。

1. 3月13日までについて

出勤前の検温等、従来の行動指針に従って行動してください。

2. 3月13日以降の職員の行動について

- (1) 職員は、引き続き福祉施設従事者であることの自覚をもって感染予防に努めてください。
- (2) 職場内では、マスクを着用してください。
- (3) 基本的な感染対策として、職場内では三つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気を継続してください。
- (4) 出勤前に自宅で検温し、発熱や呼吸器症状がある場合、出勤を自粛し、各センター並

びに事業本部まで報告してください。

- (5) 多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践等感染リスクを回避する行動をとってください。
- (6) 家族（同居・別居を問わない）に、感染が判明した場合、上司に報告してください。また、家族が濃厚接触者と自主判断した場合についても上司に報告してください。
- (7) 職場内では、食事中の会話を慎んでください。
- (8) 飲食店利用（会食）時は、京都府からの要請（認証店利用、お店では大声で話さない、余裕を持った配席で長時間に及ばない）に基づいて行動してください。

3. 3月13日以降の入所者・通所者・会館利用者について

- (1) 施設入所者・通所者・会館利用者に対しては、施設内でのクラスター発生予防のため、マスク着用を推奨してください。
- (2) マスクを着用せず来館した会館利用者等に対しては、感染予防のためマスク着用を促してください。あわせて、マスクを各事業所において備え付けてください。
- (3) 施設入所者・通所者・会館利用者に体調不良の訴え等がある場合は、部屋に戻る、帰宅を促す等適切に対応してください。

(参考) 厚生労働省ホームページ マスクの着用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html